

4 国内感染期

対策分野	対 策 等
(1) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び北海道等の要請に応じ適宜協力します。 ・ 緊急事態宣言がされていない場合でも必要に応じ特措法によらない任意の市対策本部を設置します。 <p>【緊急事態宣言がされた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 速やかに市対策本部を設置します。
(2) 情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ コールセンター等の体制充実と強化を図ります。 ・ 市民等への情報提供にあたり、国や北海道が発信する情報や近隣市町等の情報を入手し、各関係機関と連携して対応します。
(3) まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民等へ基本的な感染対策を実践するよう促します。 <p>【緊急事態宣言がされた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特措法により、政府対策本部が定める「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域」となった場合、北海道から濃厚接触者対策や外出自粛要請・施設の使用制限等の要請等が市へ出されるため、北海道の指示のもと対策実施に協力します。
(4) 予防接種	<p>【緊急事態宣言がされていない場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種として住民接種を進めます。 <p>【緊急事態宣言がされている場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態宣言による基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として住民接種を実施します。
(5) 住民の生活及び地域経済の安定の確保	<p>【緊急事態宣言がされていない場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する要援護者への支援を行います。 ・ 引き続き住民に対する食料品等の確保、配分・配布等を行い、その他必要と思われる住民支援を行います。 ・ 北海道や近隣市町の他各関係機関等と連携して円滑な埋火葬を実施できるよう努めます。 <p>【緊急事態宣言がされている場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水の安定供給について必要な措置を講じます。 ・ 生活関連物資等の価格の安定等について、必要に応じ北海道と連携して必要な措置を講じます。 ・ 北海道や近隣市町の他各関係機関等と連携して円滑な埋火葬を実施できるよう努めます。 ・ 遺体の埋火葬について死亡者が増加し、その対応能力の限界を超えることが明らかになった場合に、国から北海道を通じ要請される一時的な遺体安置所確保について直ちに対応します。 ・ 国や北海道と連携して要援護者への生活支援等を行います。 ・ 在宅で療養する患者などを対象に北海道が行う臨時医療施設の設置に協力します。